

令和7年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その15)

| 区 分 | 件 名 | 概 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|---|---|---|-----|---|---|-----|---|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|------|
| ◎予算 総務部 | (9件) | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予</td><td>算</td><td>9 件</td> </tr> <tr> <td>条</td><td>案</td><td>5 件</td> </tr> <tr> <td>そ</td><td>の他議案</td><td>件</td> </tr> <tr> <td>認</td><td>定</td><td>件</td> </tr> <tr> <td>報</td><td>告</td><td>件</td> </tr> <tr> <td>提</td><td>出</td><td>件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>14 件</td> </tr> </table> <p>議案14件</p> | 予 | 算 | 9 件 | 条 | 案 | 5 件 | そ | の他議案 | 件 | 認 | 定 | 件 | 報 | 告 | 件 | 提 | 出 | 件 | 計 | | 14 件 |
| 予 | 算 | 9 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条 | 案 | 5 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そ | の他議案 | 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認 | 定 | 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報 | 告 | 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 提 | 出 | 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 14 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>【議案第 186 号】令和7年度三重県一般会計補正予算(第6号) (人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、人件費を増額するための補正予算。補正額 約58億円)</p> <p>【議案第 187 号】令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約40万円)</p> <p>【議案第 188 号】令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約50万円)</p> <p>【議案第 189 号】令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約4千万円)</p> <p>【議案第 190 号】令和7年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約60万円)</p> <p>【議案第 191 号】令和7年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約2千万円)</p> <p>【議案第 192 号】令和7年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約2千万円)</p> <p>【議案第 193 号】令和7年度三重県病院事業会計補正予算(第2号) (補正額 約7千万円)</p> <p>【議案第 194 号】令和7年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約4百万円)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------------|---|---|
| ◎条例案 総務部 | (5件)【議案第 195 号】 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案 | <p>特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部令和8年4月1日)から施行) (改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の350(現行100分の345)に改める。 |
| 総務部 | 【議案第 196 号】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 | <p>人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月15日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部令和8年4月1日)から施行) (改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般職に属する職員の給料月額を改定する。 一般職に属する職員の通勤手当について、以下のとおり改める。 <ol style="list-style-type: none"> 自動車使用等の距離区分に応じた支給額を引き上げるとともに、120km以上を上限とする距離区分を新設する。 パークアンドライド利用者における駐車場代の月額を5,000円を上限に全額支給することとする。 一般職に属する職員の期末手当について年間支給割合を100分の252.5(現行100分の250)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の212.5(現行100分の210)に改める。 一般職に属する職員の扶養手当について、子1人あたりの月額を13,000円(現行12,000円)に改める。 その他規定を整備する。 |
| 総務部 | 【議案第 197 号】 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案 | <p>常勤の一般職に属する職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部令和8年4月1日)から施行) (改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員の期末手当について年間支給割合を100分の252.5(現行100分の250)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の212.5(現行100分の210)に改める。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|---|--|
| 教育委員会 | <p>【議案第 198 号】 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p> | <p>人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月15日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部令和8年1月1日及び同年4月1日)から施行) (改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公立学校職員の給料月額を改定する。 (2) 公立学校職員の通勤手当について、以下のとおり改める。 <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車使用等の距離区分に応じた支給額を引き上げるとともに、120km以上を上限とする距離区分を新設する。 ② パークアンドライド利用者における駐車場代の月額を5,000円を上限に全額支給することとする。 (3) 公立学校職員の期末手当について年間支給割合を100分の252.5(現行100分の250)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の212.5(現行100分の210)に改める。 (4) 公立学校職員の扶養手当について、子1人あたりの月額を13,000円(現行12,000円)に改める。 (5) その他規定を整備する。 |
| 教育委員会 | <p>【議案第 199 号】 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案</p> | <p>常勤の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、公立学校の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものである。</p> <p>(公布の日(一部令和8年4月1日)から施行) (改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公立学校の会計年度任用職員の期末手当について年間支給割合を100分の252.5(現行100分の250)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の212.5(現行100分の210)に改める。 |